選挙運動用　ポスター作成契約書

小坂町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と末尾記載の請負人（以下「乙」という。）とは、甲が使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　作成物品　　公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

２　作成枚数　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　金　　　　　　　　　　　円　　（消費税額等を含む）

　内訳　１枚あたり単価　　　　　　　 円　（税込）

４　納入期限　　令和６年　　月　　日

５　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により小坂町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき小坂町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が小坂町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により小坂町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年　　月　　日

候補者　甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

請負人　乙　住　所

名称・代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印